

「実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令案」及び「船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する告示案」について

平成 20 年 2 月
海事局 検査 測度 課
港湾局 技術 企画 課

1. 背景・目的

わが国における核物質防護に関する規制体系は、昭和 52 年に改訂された国際原子力機関(IAEA)の核物質防護に関する勧告(INFCIRC/225)を参考として原子力委員会核物質防護専門部会が取りまとめた「核物質防護専門部会報告書」等に基づき整備されてきた。

平成 5 年の IAEA 防護勧告の改定に伴う原子力委員会決定により、高レベル放射性廃棄物(以下「ガラス固化体」という。)は、防護対象特定核燃料物質から除外された。

平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ発生以降、テロをめぐる情勢が国際的に緊迫したこと等を受けて、IAEA においては各国が遵守すべき核物質や放射性物質の防護に関する基本原則、勧告、実施指針等の体系的な整備が進められているところであり、妨害破壊行為に関しては、より具体的な検討が進められている。

このような状況を踏まえ、原子力委員会原子力防護専門部会は核物質等のうち放射能濃度が高いガラス固化体の輸送等について妨害破壊行為に対する防護の在り方に関する基本的考え方について検討を行い、ガラス固化体を防護対象特定核燃料物質とすることが適切であるという報告書が取りまとめられた。

昨年 8 月 28 日、原子力委員会は、当該報告書の内容が妥当であると判断し、関係省庁においては、関係法令の整備等所要の取組を行う旨の決定を行った。

これに伴い、今般、関係省庁において改正を行うものである。

2. 改正の概要

(1)実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和 53 年運輸省令第 70 号)の一部改正

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)第 35 条第 2 項の規定に基づき、原子炉設置者及び外国原子力船運航者(以下「原子炉設置者等」という。)は原子炉を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合には、防護措置を講じなければならないこととなっているが、今般、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 19 年政令第 378 号。以下「改正令」という。)の施行に伴い、原子炉設置者等が原子炉を設置した工場又は事業所においてガラス固化体を取り扱う場合には、実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則第 27 条の 2 第 4 項の措置を講じなければならないこととする。(第 27 条の 2 関係)

(2) 船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(昭和 52 年運輸省告示第 585 号)の一部改正

ガラス固化体を防護対象特定核燃料物質とする。(別表第7関係)

3. 今後のスケジュール(予定)

公布:平成20年4月中旬

施行:改正令附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成 20 年 7 月 1 日)